

# 大洲市の都市計画道路の 見直し(案)について

みなさんのご意見をお聞かせください

大洲市では、長期にわたり整備未着手となっている都市計画道路について、評価・検証を行い、各路線の見直し(案)について検討しています。このたび、その見直し(案)を作成しましたので、市民のみなさんに公開し、ご意見を募集します。

## 都市計画道路とは？

都市計画道路とは、都市計画法に基づいて、あらかじめルートや幅員などが決められた都市の骨格

となる道路のことです。都市計画道路の整備予定地内に建物を建てる場合、階数や構造などが制限されます。

## どうして都市計画道路の見直しが必要なの？

都市計画道路の中には、計画されてから30年以上が経過したもの、いまだに整備が進んでいない道路があります。このような道路については、計画された当時と比べ、社会経済情勢やまちづくりの考え方などが大きく変わってきていることから、整備の必要性や実現性などを再評価し、方向性を定め、見直しを行うことにより、目指すべき都市の将来像に沿った道路網を整備していく必要があります。



都市計画道路の整備状況

## 意見公募(パブリックコメント)について

次のとおり、大洲市都市計画道路見直し(案)に対するご意見を募集します。

### 【募集する意見】

見直し(案)の中の現計画を「存続」、「存続後再検討」、「廃止」に対する意見

※意見は、理由などを含めて、できるだけ具体的に書いてください。

### 【募集期間】

7月1日(金)～7月31日(日)  
(※郵送の場合は、締切日の消印有効)

### 【応募方法】

件名を「大洲市都市計画道路の見直し(案)」に対する意見」と明記の上、以下のいずれかの方法で提出してください。様式は任意ですが、住所・氏名・電話番号を必ずご記入ください。記入のない場合は無効となります。

### ①〈郵送〉

〒795-8601  
大洲市大洲690-1  
大洲市役所  
都市整備課 宛

### ②〈FAX〉

0893-241736

### ③〈電子メール〉

toshiseihika@city.ozu.  
ehime.jp

※電子メールで提出する場合は、大洲市のホームページから意見応募用紙をダウンロードして、電子メールに添付のうえ送信してください。

### ④〈持参〉

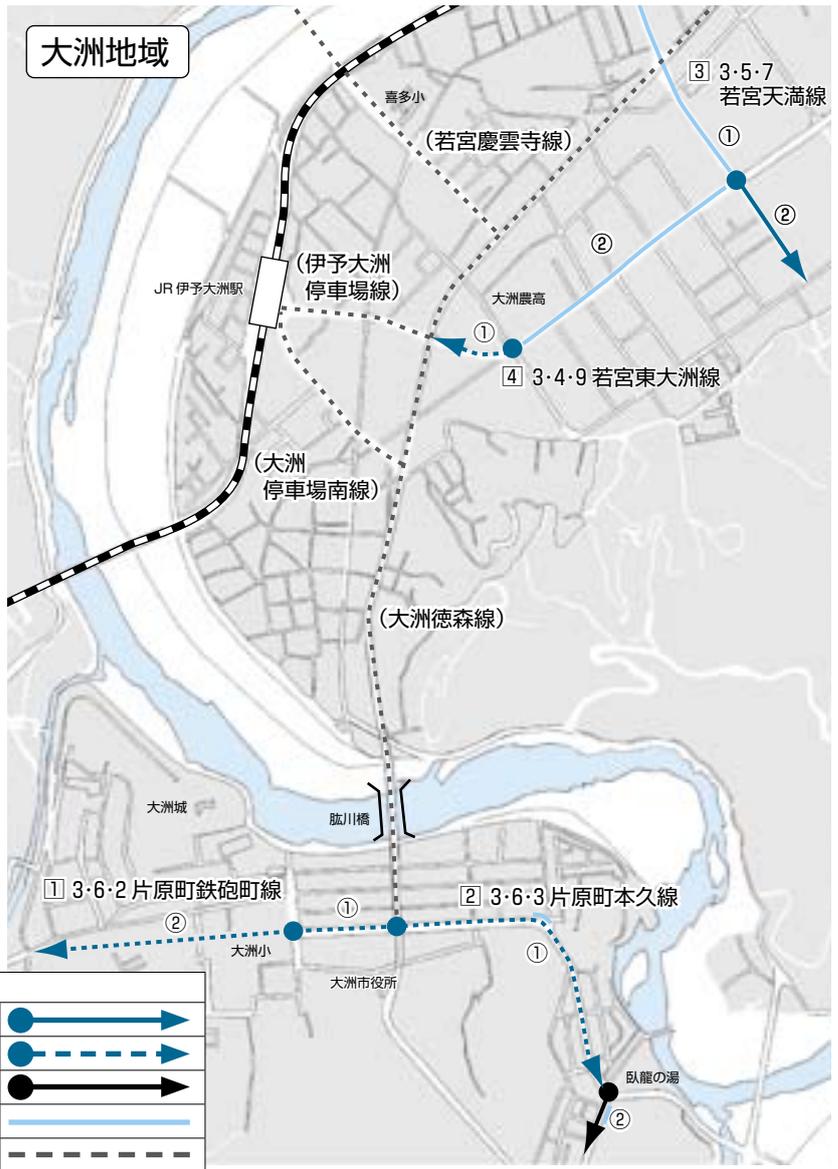
市役所2階都市整備課

### 【意見の取り扱い】

提出されたご意見は、個人情報を除き、市の考えとともに整理したうえで、公表することになっています。個別の回答はしませんので、ご了承ください。

【問い合わせ先】 都市整備課都市計画第2係 ☎24-2111 (内線244)

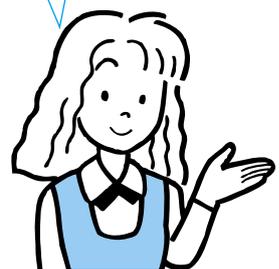
# 大洲市都市計画道路の見直し（案）



## 〈都市計画道路の見直し結果の一覧〉

No	路線番号	路線名	区間	当初計画 決定年月	計画幅員 (m)	未整備 延長(m)	見直し（案）
①	3・6・2	片原町 鉄砲町線	①	S28.6.19	11	220	存続⇒再検討（幅員変更）
			②			490	存続⇒再検討（ルート・幅員変更）
②	3・6・3	片原町 本久線	①	S28.6.19	11	720	存続⇒再検討（幅員変更）
			②			250	廃止
③	3・5・7	若宮 天満線	①	S55.3.28	12	0	存続（整備済み）
			②			240	存続
④	3・4・9	若宮 東大洲線	①	S28.6.19	16	200	存続⇒再検討（ルート変更）
			②			0	存続（整備済み）
⑤	Ⅱ・3・2	長浜港 仁久線	①	S25.3.31	11	0	廃止
			②			633	
			③			0	
⑥	Ⅱ・3・2	紺屋町 松原線	①	S25.3.31	11	469	廃止

見直し（案）は、都市整備課で閲覧できます。市のホームページにも掲載していますので、ご覧いただき、ぜひご意見をお聞かせください。



## 第23回 わらじで歩こう 坂本龍馬脱藩の道

### 前夜祭／龍馬を語る夕べ

今治市大三島出身で歴史アイドルの美甘子<sup>みかこ</sup>さんをお招きし、坂本龍馬にまつわるお話を講演いただきます。その後、全国から集まった龍馬ファンが、龍馬をさかんに熱く語り明かします。

**日時** 9月10日(土) 午後4時～  
**場所** 大洲市河辺町三嶋134  
 「河辺ふるさとの宿」 ☎39-2211

**募集人員** 80人  
**参加費** 3,000円(宿泊費は含まず)



### わらじで歩こう坂本龍馬脱藩の道

幕末の志士坂本龍馬が脱藩した折に通った河辺の山道を歩きながら、近代日本の礎となった龍馬の足跡をしのびます。脱藩の道沿いには自然が溢れ、澄んだ空気の山道は森林浴にも最適です。

**日時** 9月11日(日) 午前8時30分～  
**場所** 大洲市河辺町三嶋  
 「河辺ふるさと公園」集合

**コース・参加費**  
 Aコース(脱藩の道オンリーコース) 2,500円  
 Bコース(浪漫八橋と脱藩の道コース) 2,000円  
 ※両コースとも 弁当、参加記念品、傷害保険  
 など 込み

**募集人員** 300人

**主催** 大洲市・河辺坂本龍馬脱藩の道保存会  
**申込締切** 8月19日(金)

#### 【問い合わせ先】

河辺支所地域振興課地域づくり係  
 ☎39-2114(直通)

## 2011大洲夏季大学を開講

大洲市においても地域の活性化は大きな課題ですが、市民の一人ひとりが主体的に地域活動に参加し、活動することが地域を元気づける大きな要素であると思われます。このように地域が輝き、多くの市民が輝いていくために何が必要なのか。

こうしたテーマのもとに、今年は、現在フリーアナウンサーとして活躍されている堀尾正明さんを大洲へ迎えて講演会を開催します。地域が、市民一人ひとりが輝いていくためには何が必要なのかを語っていただけるものと思っています。

皆様のご来場をお待ちしています。

**【日時】** 7月30日(土)  
 開会午後7時(開場午後6時30分)

**【場所】** 大洲市民会館 大ホール  
**【講師】** 堀尾正明(フリーアナウンサー)

**【演題】** あなたが主役で地域が輝く  
 ～ご近所の底力の秘密～

**【聴講料】** 1,000円

※聴講券は、大洲市教育委員会・大洲市立図書館および市内各公民館で、6月20日(月)から販売します。

※駐車場は、大洲市観光駐車場・大洲南中学校グラウンドをご利用ください。

#### 【問い合わせ先】

大洲市教育委員会生涯学習課 ☎24-1735(直通)



#### ○講師プロフィール

1955年4月生まれ、埼玉県出身。1981年NHK入局、2008年NHK退職。

#### NHK時代の主な担当番組

「スタジオパークからこんにちは」、「サタデースポーツ」、「難問解決!ご近所の底力」  
 NHK地域応援キャンペーンを担当するなど出演番組は多数。

#### 現在の番組

TBS系テレビ月～金夕方、報道番組「Nスタ」メインキャスター

日本テレビ系毎週日曜日「誰だって波瀾爆笑!」司会

この他、日本体育大学客員教授を勤め、学生にスポーツジャーナリズムを教える

## 在宅福祉

### 特別児童扶養手当

#### 支給資格者

一定以上の障がいのある児童（20歳未満）を扶養する父母または父母に代わってその児童を養育している人  
支給要件

- ①障がい児（20歳未満）が年金を受給していないこと
- ②障がい児（20歳未満）が施設入所していないこと

**手当月額**  
（障がい程度により異なる。）  
①1級 5万 550円  
②2級 3万3670円

**特別障害者手当**  
毎年4、8、11月の3期  
**支給資格者**  
重度障がい者（20歳以上）であって、日常生活において常時特別な介護を必要とする人  
**支給要件**

重度障がい者（20歳以上）が施設入所または入院（3か月超）していないこと  
**手当月額**  
2万6340円

**手当の支給**  
毎年2、5、8、11月の4期  
**障害児福祉手当**  
**支給資格者**  
重度障がい児（20歳未満）で

あつて、日常生活において常時介護を必要とする人  
支給要件

- ①重度障がい児（20歳未満）が年金を受給していないこと
- ②重度障がい児（20歳未満）が施設入所していないこと

**手当月額**  
1万4330円  
**手当の支給**  
毎年2、5、8、11月の4期  
**各種手当の共通事項**  
**支給制限**

前年の所得が基準額を上回る場合は、8月から翌年7月までの支給が停止されます。  
**現況届の提出**  
受給者は、毎年定められた期限内に所得状況などの現況届を提出する必要があります。

**【問い合わせ先】**  
社会福祉課障害福祉係  
☎242111（内線173）  
長浜支所地域振興課  
☎521114（直通）  
脇川支所地域振興課  
☎342347（直通）  
河辺支所地域振興課  
☎392113（直通）

## 児童扶養手当

### 支給要件

18歳未満（年度内有効）または特別児童扶養手当を受給している20歳未満の児童がいる父子家庭の父、母子家庭の母、または父母に代わって児童を養育している人

（ただし、老齢福祉年金以外の国民年金、恩給、厚生年金などの公的年金受給者は対象になりません。）

### 所得制限

本人および扶養義務者などの前年所得が一定額以上の場合、支給が停止されます。

### 手当の支給

年3期（4月、8月、12月）

### 現況届

毎年8月に生活状況と前年所得などの届出が必要です。

### 手当月額

◆児童1人の場合  
4万1550円～9810円

◆児童2人目の場合  
5000円加算

◆児童3人目からの場合  
1人増すごとに  
3000円ずつ加算

### 支給額の改定

①物価変動に応じて毎年4月に改定されます。

②支給開始から5年（または支給要件該当から7年）を経過したときは、手当の2分の1が支給停止となる場合があります。

### 【問い合わせ先】

社会福祉課子育て支援係  
☎245718（直通）  
長浜支所地域振興課  
☎521113（直通）  
脇川支所地域振興課  
☎342347（直通）  
河辺支所地域振興課  
☎392113（直通）